

国道8号・17号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について

国道8号・17号の下記区間は、除雪作業等を実施し、交通を確保したため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

引き続き路面状況に注意して通行ください。

路線名	指定区間(上下)	廃止時間
国道8号	新潟県柏崎市大字長崎字江下地先 長崎新田交差点 ～ 新潟県柏崎市米山町字清水地先 米山海岸P	12月26日 17時15分
国道8号	新潟県見附市坂井町地先 坂井北交差点 ～ 新潟県長岡市川崎町地先 川崎IC	12月26日 17時15分
国道17号	新潟県長岡市川崎町地先 川崎IC ～ 新潟県長岡市川口牛ヶ島地先 牛ヶ島交差点	12月26日 17時15分

【事務所体制】

・長岡国道事務所は12月19日15時40分に雪害の警戒体制を発令しておりましたが、12月26日17時15分に警戒体制から注意体制に移行しました。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)

https://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

お問い合わせ先

副所長 谷口 雄一(たにぐち ゆういち)

電話 0258-3604552

FAX 0258-36-4467

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

ホームページ <https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>

Twitter https://twitter.com/mlit_chokoku



【ホームページ】



【Twitter】

位置図(災対法 区間廃止)

別紙



災対法 区間廃止
国道8号 L=22.05km
【起点】新潟県柏崎市大字長崎字江下
(長崎新田交差点)
【終点】新潟県柏崎市米山町字清水
(米山海岸P)



位置図(災対法 区間廃止)

別紙



災対法 区間廃止
国道8号及び17号 L=32.70km
【起点】新潟県見附市坂井町地先
(坂井北交差点)
【終点】新潟県長岡市川口牛ヶ島地先
(牛ヶ島交差点)

坂井北交差点

